

屋 外 広 告 物  
松 戸 市 に お け る 取 扱 い

令和6年2月  
松戸市 街づくり部 都市計画課

## 目次

1. はじめに	・ ・ ・ ・ ・ p. 3
2. 屋外広告物とは	・ ・ ・ ・ ・ p. 3
3. 禁止広告物等とは	・ ・ ・ ・ ・ p. 4
4. 禁止物件とは	・ ・ ・ ・ ・ p. 4
5. 禁止地域等とは	・ ・ ・ ・ ・ p. 5
6. 適用除外について	・ ・ ・ ・ ・ p. 5
7. 禁止地域等において許可を要する場合の許可基準	・ ・ ・ ・ ・ p. 6
8. 許可地域等とは	・ ・ ・ ・ ・ p. 9
9. 許可地域等における許可基準	・ ・ ・ ・ ・ p. 9
10. 屋外広告物許可申請について	・ ・ ・ ・ ・ p. 13
11. 許可の有効期間及び手数料	・ ・ ・ ・ ・ p. 19
12. 許可を受けて設置した屋外広告物の届出について	・ ・ ・ ・ ・ p. 20
13. よくある問い合わせ	・ ・ ・ ・ ・ p. 24

# 1. はじめに

千葉県では、「千葉県屋外広告物条例」を定め、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行っています。

松戸市では、千葉県条例が適用されますが、屋外広告物行政について県から事務処理の権限移譲を受けており、事務を行っています。

# 2. 屋外広告物とは

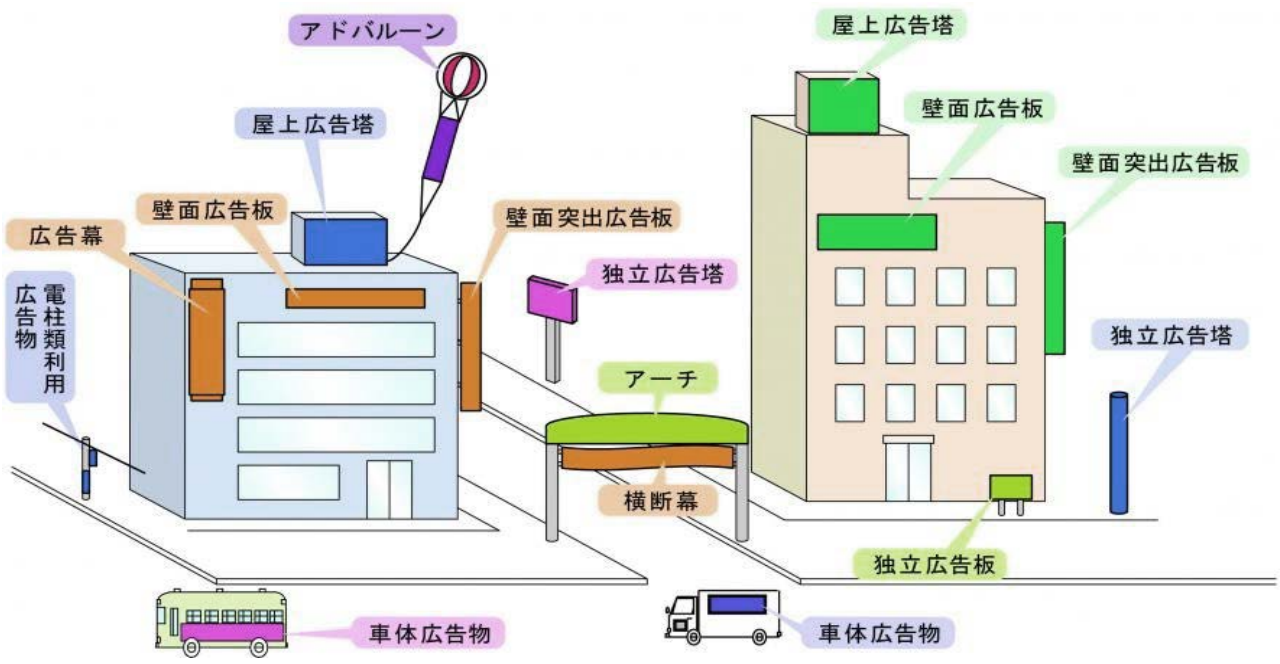
「屋外広告物法」では、次の4つの要件全てに該当するものを屋外広告物と定義しています。

1. 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
2. 屋外で表示されるものであること
3. 公衆に表示されるものであること
4. 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

上記の4つの要件を満たしていれば、営利を目的としないもの、自己の敷地内に出すもの、絵画や写真でも屋外広告物に該当します。

※ただし

- ・街頭で手渡しで配布されるビラやチラシ
- ・屋内にある広告物
- ・自動車などの窓の内側から外側に向けてはり付けるステッカーなど
- ・駅の改札口の内部の人に対して表示されている改札口の内側にある広告物などは、屋外広告物にはなりません。



### 3. 禁止広告物等とは

禁止広告物等とは、禁止地域等や許可地域等の区分に関係なく、県内のどこへも、誰でも表示し、又は設置することができない広告物等をいいます。

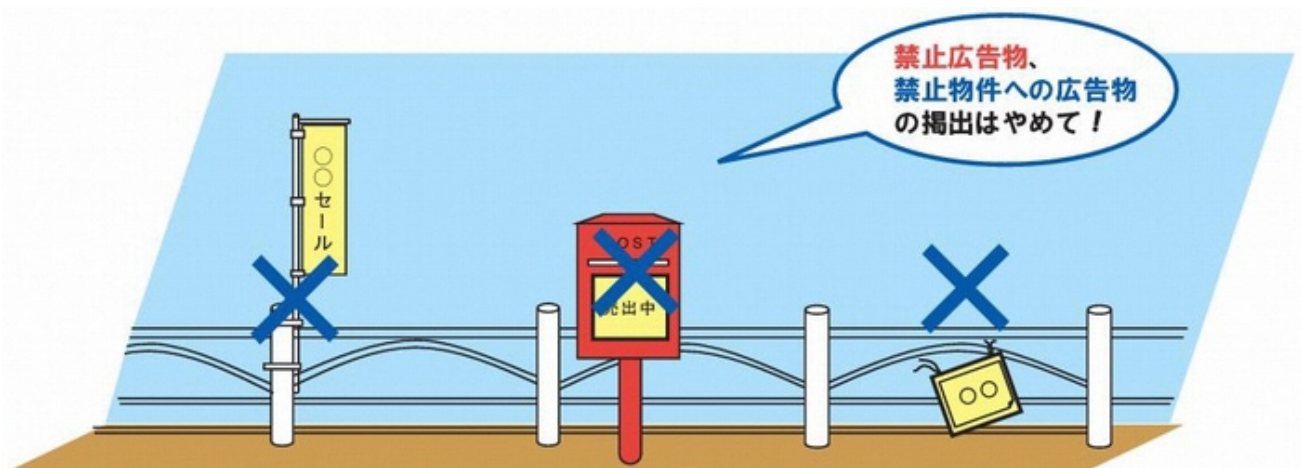
- ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ・ 交通の安全を妨げるおそれのあるもの

### 4. 禁止物件とは

禁止物件とは、禁止地域等や許可地域等の区分に関係なく、原則として屋外広告物を表示し、又は設置することができない物件をいいます。

- ・ 道路や鉄道などの橋りょう、歩道橋、トンネル及び高架構造物並びに道路の分離帯
- ・ 道路の石がき、よう壁
- ・ 街路樹、路傍樹、保存樹
- ・ 信号機、道路標識、道路の防護さく、カーブミラー
- ・ 交通信号機及び道路標識を添架してある電柱、電話柱及び街灯柱
- ・ 消火栓、火災報知機、望楼、警鐘台
- ・ 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- ・ 送電用鉄塔、送受信塔、照明塔
- ・ 煙突、ガス・水道タンク
- ・ 形像、記念碑

など



出典：千葉県「屋外広告物のしおり」

## 5. 禁止地域等とは

禁止地域等とは、原則として屋外広告物を表示し、又は設置することができない地域や場所等をいいます。

区分	地域、区域又は場所
都市計画法、 都市緑地法、生産緑地法	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 特別緑地保全地区、生産緑地地区
文化財保護法	指定された建造物及び地域（担当：文化財保存活用課）
千葉県文化財保護条例	指定された建造物及び地域（担当：文化財保存活用課）
高速自動車国道・自動車専用道路、 道路・鉄道で知事が指定する区域	高速自動車国道東関東自動車道水戸線（東京外かく 環状道路）の両側の路端から側方へ100m以内の区域 で道路から展望できる区域
知事が指定する道路・鉄道に接続し 展望できる地域	県道松戸三郷線の一部区間（古ヶ崎147番から埼玉県 境）の路面及び道路端から側方へ100m以内の区域で 道路から展望できる区域
都市公園法	都市公園（公園又は緑地）
官公署、図書館、博物館、公会堂、 公民館、体育館、病院及び公衆便所	建物並びにその敷地で、 規則で定める基準に適合するもの
上記のほか、知事が必要と認めて 指定する地域又は場所	東京都八柱霊園及びその周囲50m以内の区域、 21世紀の森と広場の供用区域及びその周囲800m以内 の区域（詳細は、千葉県庁及び松戸市にて縦覧）

禁止地域には原則として屋外広告物の掲出ができませんが、社会生活を営むうえで最小限必要な広告物等について設置することができるよう、適用除外を設けています。

## 6. 適用除外について

原則的には、規則で定められた基準がありますので、ご注意ください。

○禁止地域等、禁止物件への掲出ができ、許可が不要な場合

- ・法令に基づき表示し、又は設置する広告物等
- ・国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
- ・自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等  
（規則で定める基準による）

○禁止地域等への掲出ができ、許可が不要な場合

- ・公職選挙法に基づく選挙運動のため表示し、又は設置する広告物等
- ・冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示し、又は設置する広告物等
- ・講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等

○規則で定める基準により禁止地域等への掲出ができるが、許可を受ける必要がある場合

- ・道標、案内図板
- ・自家用広告物（6ページ参照）

○規則で定める基準に適合していれば、禁止地域等、又は許可地域等への掲出ができ、許可が不要な場合

- ・自家用広告物（6ページ参照）
- ・工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する営利を目的としない広告物等

※以上については、代表的なものを記載しています。

## 7. 禁止地域等において許可を要する場合の許可基準

禁止地域等において許可を受けて設置することができる広告物等

- ・ **自家用広告物**で、敷地内（一の事業所）の広告物等の総表示面積は**30㎡以下**であること。（条例第4条第9号の2に規定する博物館及び病院で、別表第1に定める基準に適合するものにあつては、50㎡以下）

### 別表第1抜粋

建物の種類	基準
博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 博物館法第2条第1項に規定する博物館であること。</li> <li>二 博物館の用に供する部分の床面積の合計が200㎡以上であること。</li> <li>三 建物が条例第6条第1項第1号に掲げる区域内に存すること。 (都市計画区域)</li> </ul>
病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 医療法第1条の5第1項に規定する病院であること</li> <li>二 建物が条例第6条第1項第1号に掲げる区域内に存すること。</li> </ul>

自家用広告物とは

自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等をいいます。

許可申請の要・不要	
敷地内（一の事業所）の広告物等の総表示面積が15㎡を超える場合	要
敷地内（一の事業所）の広告物等の総表示面積が15㎡以下の場合	不要

許可基準は、屋外広告物の種類に関係なく適用される「共通基準」と種類ごとに定められた「個別基準」があり、ともに適合する必要があります。

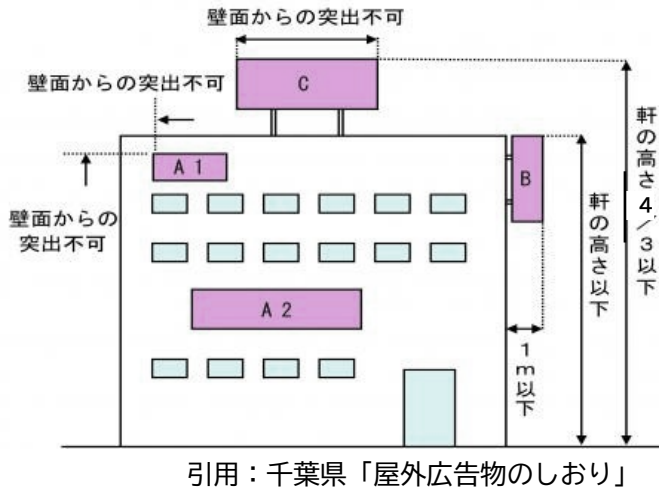
### 共通基準

- ・ 地色に黒色又は原色（赤、青及び黄色）を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、又は風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。  
ただし、登録商標についてはこの限りではありません。
- ・ 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したこと等により、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。  
(LED表示機（ネオンサイン広告）なども街並みへの配慮と交通の妨げにならない範囲での使用は認めるものとする。)
- ・ 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障のあるものでないこと。

個別基準

区分		基準
建築物等に 表示し、又 は設置する 広告物等	壁面(塀等を含む。)に 表示し、又 は設置する もの	<p>一 総表示面積は、1壁面につきその壁面面積(開口部を含む。以下同じ。)の5分の1以下で、かつ、5㎡(軒の高さが7mを超える建築物にあっては10㎡)以下であること。</p> <p>二 窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。</p> <p>三 壁面の端から突き出してはならない。</p>
	壁面から突 き出すもの	<p>一 1表示面積(広告物が円筒形、球形又はその表示面の数が5以上の場合、広告物等が回転する場合は、その最大投影面積をいう。以下同じ。)は、3㎡以下であること。</p> <p>二 上端の高さは、軒の高さ以下であること。</p> <p>三 突出幅(壁面から広告物等の端までの距離をいう。以下同じ。)は、壁面から1m以下であること。</p> <p>四 表示できる個数は、1壁面につき1事業所当たり1個であること。</p>
	屋上(屋根等 を含む。)に 表示し、又 は設置する もの	<p>一 1表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下で、かつ、5㎡(軒の高さが7mを超える建築物にあっては10㎡)以下であること。</p> <p>二 上端の高さは、軒の高さの3分の4以下であること。</p> <p>三 壁面から突き出してはならない。</p>
建築物等から独立した広告物 等	<p>一 1表示面積は、3㎡以下であること。</p> <p>二 上端の高さは、7m以下であること。</p> <p>三 表示できる個数は、1事業所当たり3個以下であること。</p>	

(1). 建築物等に表示し、又は設置する広告物等



○壁面利用広告物 (A=A1+A2)

- ・1壁面につき、壁面面積の1/5以下、かつ、5㎡（軒の高さが7mを超える建築物の場合は10㎡）以下
- ・壁面の端から突き出し不可
- ・窓その他の開口部をふさがないこと（広告幕を除く）

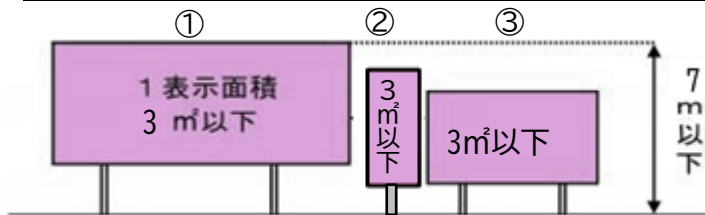
○突き出し広告物 (B)

- ・1表示面積は3㎡以下
- ・突出幅は1m以下
- ・広告物の上端は軒高以下
- ・表示できる個数は1壁面につき1事業所あたり1個まで

○屋上広告物 (C)

- ・壁面最大投影面積の1/5以下かつ5㎡以下（軒の高さが7mを超える建築物の場合は10㎡）以下
- ・広告物の上端の高さは軒高の4/3以下
- ・壁面から突き出し不可

(2). 建築物等から独立した広告物の場合（独立広告物）



- ・1表示面積は3㎡以下
- ・上端の高さは7m以下
- ・表示できる個数は1事業所あたり3個まで

引用：千葉県「屋外広告物のしおり」

※適用除外で許可が不要な場合の基準については、記載していません。詳細は、別途、お尋ねください。



## 8. 許可地域等とは

許可地域等とは、禁止地域等以外で以下のような地域や場所等をいい、屋外広告物等を表示し、又は設置するにあたり許可を受けることを要する地域や場所等をいいます。

- ・ **禁止地域を除く都市計画法の規定により指定された都市計画区域**

## 9. 許可地域等における許可基準

許可基準は、屋外広告物の種類に関係なく適用される「共通基準」と種類ごとに定められた「個別基準」があり、ともに適合する必要があります。

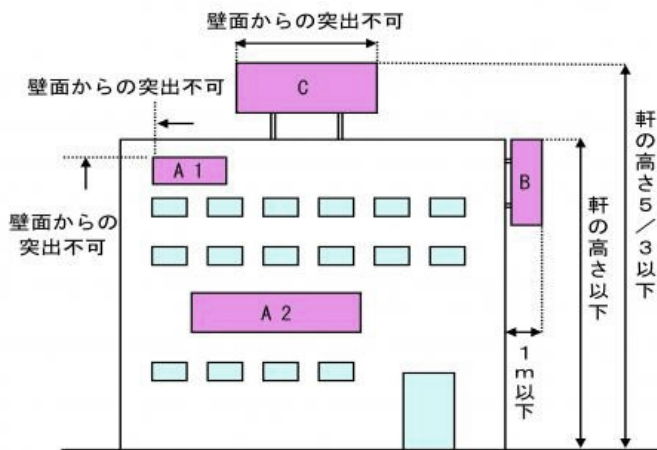
### 共通基準

- ・ 地色に黒色又は原色（赤、青及び黄色）を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、又は風致を害するものでないこと。（登録商標については、この限りでない）
- ・ 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したこと等により、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。  
（LED表示機（ネオンサイン広告）なども街並みへの配慮と交通の妨げにならない範囲での使用は認めるものとする。）

### 個別基準

区分		基準
建築物等に表示し、又は設置する広告物等	壁面(塀等を含む。)に表示し、又は設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 総表示面積は、1壁面につきその壁面面積の5分の1以下であること。</li> <li>二 窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。</li> <li>三 壁面の端から突き出してはならない。</li> </ul>
	壁面から突き出すもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 上端の高さは、軒の高さ以下であること。</li> <li>二 突出幅は、壁面から1m以下であること。</li> </ul>
	屋上(屋根等を含む。)に表示し、又は設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 1表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下であること。</li> <li>二 上端の高さは、軒の高さの3分の5(軒の高さの3分の5の高さが地上から10mに満たない場合にあつては、地上から10m)以下であること。</li> <li>三 壁面から突き出してはならない。</li> </ul>
建築物等から独立した広告物等		<ul style="list-style-type: none"> <li>一 1表示面積は、30㎡以下であること。</li> <li>二 上端の高さは、15m以下であること。</li> <li>三 広告物の相互間距離は、5m（自家用広告物又は公共的団体が公共目的をもって表示し又は設置するもの（「公共的広告物」という。以下同じ。）以外の広告物等で、道路の路肩から側方へ20m以内の区域において1表示面積が10㎡を超えるものにあつては50m、鉄道等から側方へ100m以内の区域において1表示面積が10㎡を超えるものにあつては100m）以上であること。</li> <li>四 自家用広告物以外の広告物等について、鉄道等までの距離は、100m（公共的広告物又は商業地域に表示し、若しくは設置する広告物等にあつては、20m）以上であること。</li> </ul>

(1). 建築物等に表示し、又は設置する広告物等



出典：千葉県「屋外広告物のしおり」

○壁面利用広告物 (A1, A2)

- ・1壁面につき、壁面面積の1/5以下
- ・壁面の端から突き出し不可
- ・窓その他の開口部をふさがないこと (広告幕を除く)

○突き出し広告物 (B)

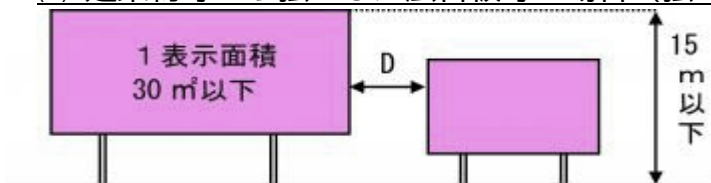
- ・突出幅は1m以下
- ・広告物の上端は軒高以下

○屋上広告物 (C)

- ・壁面最大投影面積の1/5以下
- ・広告物の上端の高さは軒高の5/3以下 (軒高の5/3 < 10mの場合、10m以下)
- ・壁面から突き出し不可

許可申請の要・不要	
自家用広告物以外の場合	要
自家用広告物で、敷地内 (一の事業所) の広告物等の総表示面積が20㎡を超える場合	要
自家用広告物で、敷地内 (一の事業所) の広告物等の総表示面積が20㎡以下の場合	不要

(2). 建築物等から独立した広告板等の場合 (独立広告物)



出典：千葉県「屋外広告物のしおり」

- ・1表示面積は30㎡以下
- ・上端の高さは15m以下
- ・広告物相互間距離 (D) は、5m以上  
ただし、自家用広告物・公共的広告物以外は、

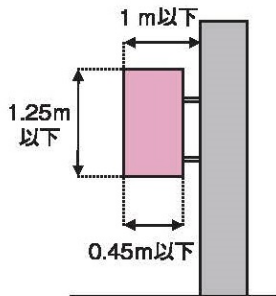
- ①道路の路肩から側方へ20m以内の区域において1表示面積が10㎡を超えるものは  $D \geq 50m$
- ②鉄道等から側方へ100m以内の区域において1表示面積が10㎡を超えるものは  $D \geq 100m$

- ・自家用広告物以外の広告物について、鉄道等までの距離は100m (公共的広告物・商業地域にあっては、20m) 以上

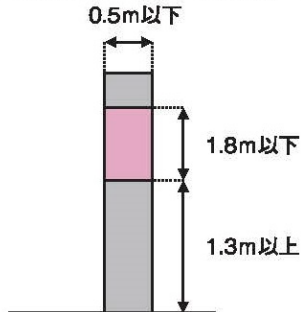
許可申請の要・不要	
自家用広告物以外の場合	要
自家用広告物で、敷地内 (一の事業所) の広告物等の総表示面積が20㎡を超える場合	要
自家用広告物で、1表示面積が10㎡を超える場合	要
自家用広告物で、敷地内 (一の事業所) の広告物等の総表示面積が20㎡以下、かつ、1表示面積が10㎡以下の場合	不要

(3). 電柱類を利用する広告物

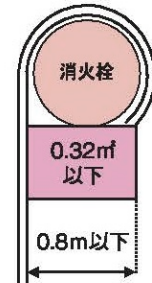
- ① 袖付広告  
表示できる個数は1個



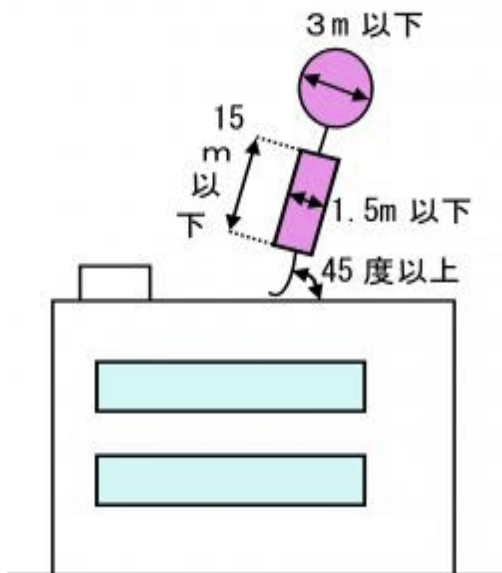
- ② 塗装広告又は巻立広告  
・柱1本あたり2面以下  
・塗装と巻立広告の同時は不可



- ③ 消火栓標識利用広告  
・標識1本あたり2面以下  
・表示できる個数は1個

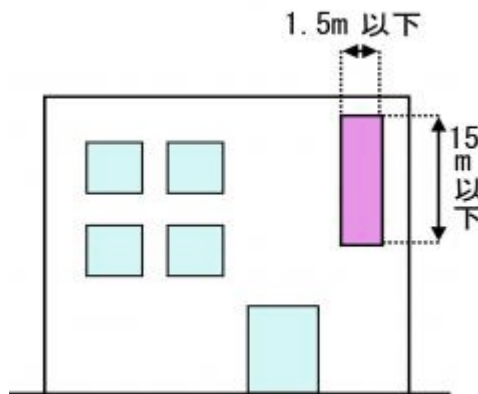


(4). アドバルーン

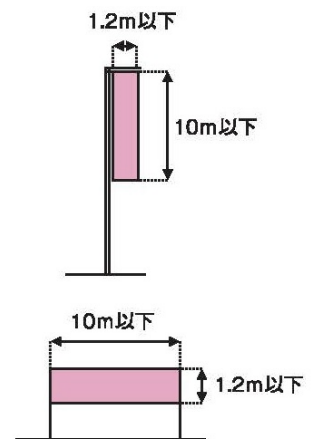


(5). 広告幕

- ①. 広告幕（懸垂幕）



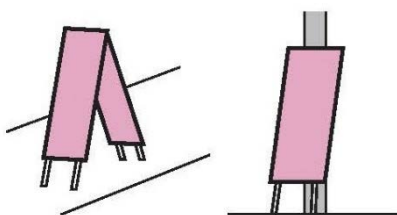
- ②. のぼり、横断幕



非常用の進入口又は避難器具が設置された窓又その他の開口部（建築基準法施行令第126条の6第2号に規定する窓その他の開口部を含む）をふさいで表示し、又は設置しないこと

(6). 立看板

1表示面積は2㎡以下

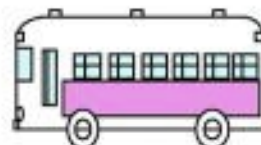
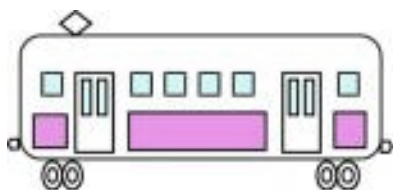


(7). はり紙、はり札



出典：千葉県「屋外広告物のしおり」

(8). 鉄道車両※・乗用定員11人以上の普通自動車（バス）

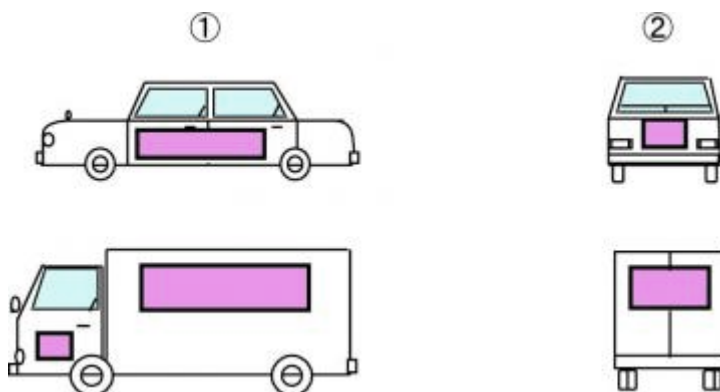


出典：千葉県「屋外広告物のしおり」

- ・1車体当たりの広告物の総表示面積が、車体の表面積（底部の面積を除く。）の3/10以下  
ただし、自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示する場合は、この限りではない
- ・前部又は窓その他のガラス部分には表示しない  
ただし、前部に自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示する場合は、この限りではない

※鉄道車両については、千葉県にお尋ねください。

(9). その他の自動車（広告宣伝自動車を除く）



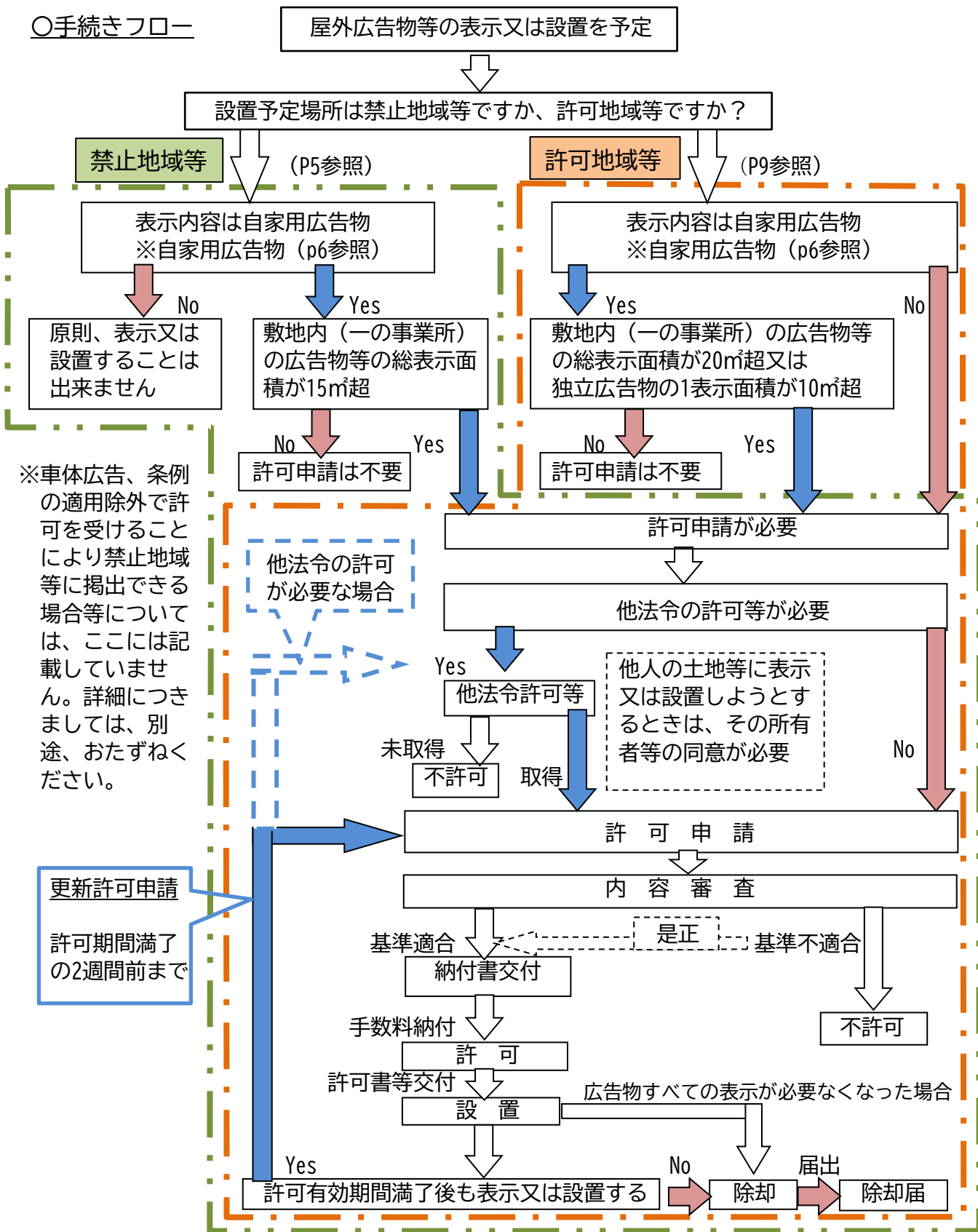
出典：千葉県「屋外広告物のしおり」

- ・下記の(1)かつ(2)であること  
ただし、自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示する場合は、この限りではない  
    (1)1側面における総表示面積は1.8㎡以下  
    (2)後面における総表示面積は0.6㎡以下
- ・前部又は上部には表示しない  
ただし、自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示する場合は、この限りではない

※適用除外で許可が不要な場合の基準については、記載していません。詳細は、別途、お尋ねください。

# 10. 屋外広告物許可申請について

○手続きフロー



※車体広告、条例の適用除外で許可を受けることにより禁止地域等に掲出できる場合等については、ここには記載していません。詳細につきましては、別途、おたずねください。

更新許可申請  
許可期間満了の2週間前まで

※許可を受けた広告物等を変更・改造しようとするときは、変更許可が必要です。

○屋外広告物等の許可申請に必要な書類

全ての申請・届出の提出部数は、2部（正本、副本各1部）となります。

		新規※1	更新	変更（改造）
申請書		○ （第1号様式）	○ （第4号様式）	○ （第5号様式）
添付書類	委任状	▲	▲	▲
	案内図 （表示場所を明示）	○		
	配置図 （表示場所を明示）	○		
	形状・寸法・材料及び構造に関する仕様書及び図面	○		○
	意匠・色彩・表示又は設置の方法を示す図面	○		○
	千葉県屋外広告物登録通知書の写し	○		○
	同意書 （借地等の場合）	▲	▲	▲
	現況写真（申請の日前2ヶ月以内のもの、撮影年月日明記）		○	
	安全点検報告書（申請の日前2ヶ月以内に実施したもの） （第四号様式の二）	※2	○※3	※2
	他の法令に基づく許可書等			
工作物確認申請の写し	▲※4		▲※4	
道路占用許可書の写し	▲	▲	▲	

注) ○印は添付が必要なもの。

▲印は場合により必要となることを示す。

※1 既に広告物等が設置（表示）されている物件に新たに広告物を設置（表示）しようとするときは、既設広告物等の表示面積、申請に係る広告物との位置関係を明らかにした図面も必要

※2 既存工作物を利用した広告物等の許可申請のとき、有資格者による点検を実施している場合

※3 高さ4m以上、又は一表示面積が10㎡を超える広告物等のとき、必要

※4 工作物確認申請（建築確認済証）は高さが4mを超える広告物等の場合添付が必要

工事の施行者は、千葉県の屋外広告業の登録を受けていなければなりません。

他人の土地や所有物に広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、その所有者や管理者の同意が必要です。

第一号様式（第三条第一項）

屋外広告物等表示（設置）許可申請書

年 月 日

（あて先）  
松 戸 市 長

申請者 住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕  
電話番号

次のとおり屋外広告物等を表示（設置）したいので、許可されるよう千葉県屋外広告物条例  
〔第6条第1項  
第6条の2第3項〕の規定により申請します。  
第8条第2項

- 1 工事施行者及び広告意匠設計者の住所氏名  
登録番号 千葉県屋外広告業登録第 号  
工事施行者 住所  
氏名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕  
広告意匠設計者 住所  
氏名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕
- 2 屋外広告物等の管理者の住所氏名（定まっている場合に記入すること。）  
住所  
氏名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕  
資 格
- 3 表示又は設置の場所
- 4 表示又は設置の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 数 量
- 6 付近見取図  
別紙1のとおり
- 7 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面  
別紙2のとおり
- 8 意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面  
別紙3のとおり
- 9 他の所有者又は管理者の同意書等（同意等を要する場合のみ添付のこと。）  
別紙4のとおり
- 10 他の法令に基づく許可書、確認書等（許可、確認等を要する場合のみ添付のこと。）  
別紙5のとおり
- 11 既設の広告物等の形状及び表示面積並びに申請に係る広告物等と既設の広告物等との位置  
関係を明らかにした図面（申請に係る広告物等と既設の広告物等が、自己の氏名、名称、商  
標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広  
告物等の場合に限る。）  
別紙6のとおり
- 12 工事完成予定期日  
年 月 日

第四号様式（第九条）

屋外広告物等表示（設置）許可更新申請書

年 月 日

（あて先）  
松 戸 市 長

申請者 住 所  
氏 名  
〔 法人にあつては、主たる事務所の所  
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕  
電 話 番 号

次のとおり屋外広告物等の表示（設置）の許可を更新したいので、千葉県屋外広告物条例第9条第3項の規定により申請します。

- 1 表示又は設置の場所
- 2 表示又は設置の期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 広告物等の天然色写真  
別紙1のとおり
- 4 他の所有者又は管理者の同意書等（同意等を要する場合のみ添付のこと。）  
別紙2のとおり
- 5 他の法令に基づく許可書、確認書等（許可、確認等を要する場合のみ添付のこと。）  
別紙3のとおり



第四号様式の二（第九条第三項）

安全点検報告書

1 対象となる広告物等

広告物の種類				
表示又は設置の場所				
表示又は設置年月日	年 月 日			
現在受けている許可の年月日及びその番号	許 可 年月日	年 月 日	許 可 番 号	第 号

2 点検項目等

点 検 内 容	補修を要する 不良な箇所	補 修 の 概 要	
		補 修 年 月 日	補 修 の 内 容
(1)取付（支持）部分の変形・腐食	有 無	年 月 日	
(2)主要部材の変形・腐食	有 無	年 月 日	
(3)ボルト、ビス等のさびの状況	有 無	年 月 日	
(4)表示面の汚染・退色・剝離	有 無	年 月 日	
(5)表示面の破損	有 無	年 月 日	
(6)その他特に点検した箇所	有 無	年 月 日	

点検年月日 年 月 日

点検実施者 住 所  
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）  
資 格

第五号様式（第十一条第一項）

屋外広告物等変更（改造）許可申請書

年 月 日

（あて先）  
松 戸 市 長

申請者 住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所〕  
所在地及び名称並びに代表者の氏名  
電話番号

次のとおり屋外広告物等を変更（改造）したいので、許可されるよう千葉県屋外広告物条例第10条第1項の規定により申請します。

- 1 工事施行者及び広告意匠設計者の住所氏名  
登録番号 千葉県屋外広告業登録番号 号  
工事施行者 住所  
氏名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所〕  
所在地及び名称並びに代表者の氏名  
広告意匠設計者 住所  
氏名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所〕  
所在地及び名称並びに代表者の氏名
- 2 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面  
別紙1のとおり
- 3 意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面  
別紙2のとおり
- 4 工事完成予定期日  
年 月 日
- 5 その他

## 11. 許可の有効期間及び手数料

広告物の種類	許可の有効期間	単位	手数料
はり紙・ポスター	1月以内	50枚	380円
はり札	1月若しくは1年以内	10枚	380円
立看板	1月若しくは1年以内	1枚	380円
アーチを利用する 広告物	3年以内	1基	4,000円
旗・のぼり・広告幕	1月以内	1枚	380円
アドバルーン	1月以内	1箇	2,000円
自動車を利用する広告物	1年以内	1枚	1,150円
電柱類を利用する広告物	1年以内	表示面積1㎡未満のもの1箇につき	380円
		表示面積1㎡以上のも1箇につき 1㎡までごとに	380円
広告板・広告塔 (独立・壁面・ 屋上・突出等)	3年以内	表示面積1㎡未満のもの1箇につき	760円
		表示面積1㎡以上2㎡未満のもの 1箇につき	1,150円
		表示面積2㎡以上5㎡未満のもの 1箇につき	2,000円
		表示面積5㎡以上のも1箇につき 5㎡までごとに	2,000円

※許可の有効期間は、千葉県屋外広告物条例施行規則第8条別表第3に定める基準、  
手数料は、松戸市手数料条例第2条別表第3による

令和6年2月1日から、新たに許可を取得する千葉県屋外広告物条例施行規則第8条別表第3に定める許可の有効期間が3年以内の広告物について、許可の有効期間の満了日をこれまでの「年度」での計算から「年」での計算に変更しました。

なお、そのほかの有効期間のものは、許可の有効期間が1月以内のものは「月」、1年以内のものは、「年」で計算します。

○許可日 ☆許可期間満了日

広告物の種類	1年目			2年目			3年目			4年目											
	4	5	...	1	2	3	4	5	...	1	2	3	4	5	...	1	2	3			
広告板- 広告塔	○	→															☆				
		○	→															☆			
			○	→															☆		
自動車		○	→					☆		○	→					☆					
広告幕				○	☆		○	☆			○	☆		○	☆						

## 12. 許可を受けて設置した屋外広告物の届出について

提出部数は2部になります。（控えが不要な場合は1部）

こんなとき	提出するもの	条例・ 条例施行規則
広告物を撤去したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>「屋外広告物等除却届出書（第9号様式）」</li> <li>除却後の現況を撮影したカラー写真</li> </ul>	第13条第2項 第16条第1項
新たに管理者を設置したとき※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>「屋外広告物等管理者（表示者・設置者）設置（変更・廃止）届（第11号様式）」</li> </ul>	第17条第1項 第16条第5項
管理者を廃止したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>「屋外広告物等管理者（表示者・設置者）設置（変更・廃止）届（第11号様式）」</li> </ul>	第17条第1項 第16条第5項
管理者や表示者（設置者）に変更があったとき※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>「屋外広告物等管理者（表示者・設置者）設置（変更・廃止）届（第11号様式）」</li> </ul>	第17条第2項 第16条第5項
管理者や表示者（設置者）の住所、氏名に変更があったとき※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>「屋外広告物等管理者（表示者・設置者）設置（変更・廃止）届（第11号様式）」</li> </ul>	第17条第3項 第16条第5項
広告物が滅失したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>「屋外広告物等滅失届（第12号様式）」</li> <li>滅失後の現況を撮影したカラー写真</li> </ul>	第17条第4項 第16条第6項

注）※1のときは、管理者の資格を有することを証した書面の写しの添付も必要

※書式は松戸市ホームページからダウンロードできます。

トップページ⇒事業者向け⇒屋外広告物に関すること⇒屋外広告物許可申請・届出様式

第九号様式（第十六条第一項）

屋外広告物等除却届出書

年 月 日

松戸市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所)  
在地及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け松戸市指令第 号で設置（表示）を許  
可された広告物等は、下記の理由により 年 月 日をもつ  
て除却しましたので千葉県屋外広告物条例第13条第2項の規定により届  
け出ます。

記

理 由

第十一号様式（第十六条第五項）

屋外広告物等管理者（表示者・設置者）設置（変更・廃止）届

年 月 日

松戸市長 様

住 所  
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付け松戸市指令第 号で許可された広告物等について、下記  
のとおり（管理者を設置（変更・廃止）した  
表示（設置）者に変更があつた  
表示（設置）者の氏名又は住所に変更があつた）  
条（第1項）  
第2項）の規定により届け出ます。  
第3項

記

1 管理者の設置（廃止）の場合

住所  
氏名

2 管理者の設置（変更・廃止）の場合

- (1) 新管理者 住所  
氏名
- (2) 旧管理者 住所  
氏名

3 表示（設置）者の変更の場合

- (1) 新表示（設置）者 住所  
氏名
- (2) 旧表示（設置）者 住所  
氏名

4 表示者（設置者・管理者）の氏名又は住所の変更の場合

- (1) 変更前の住所氏名  
住所  
氏名
- (2) 変更後の住所氏名  
住所  
氏名

備考 管理者、表示者又は設置者が法人である場合は、主たる事務所の所在地及び名称並びに  
代表者の氏名を記載すること。

第十二号様式（第十六条第六項）

屋外広告物等滅失届

年 月 日

松戸市長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名）

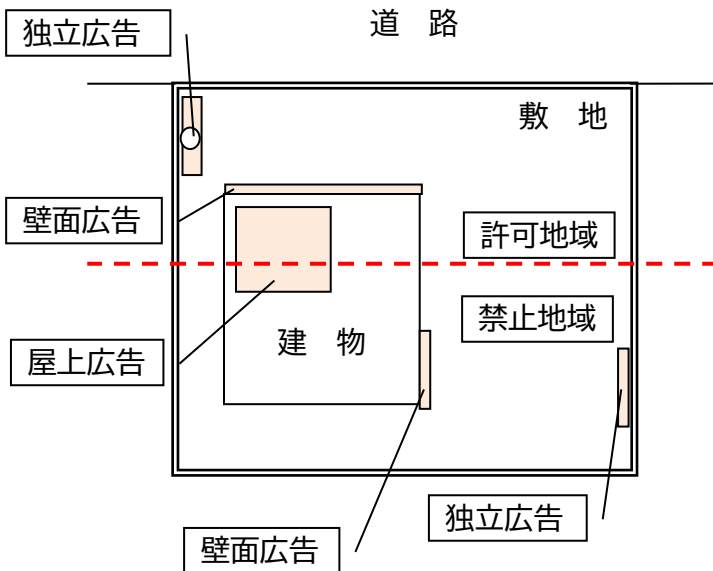
電話番号

年 月 日付け松戸市指令第 号で許可された屋外広告物等は、  
年 月 日滅失しましたので千葉県屋外広告物条例第17条第4項の規  
定により、届け出ます。

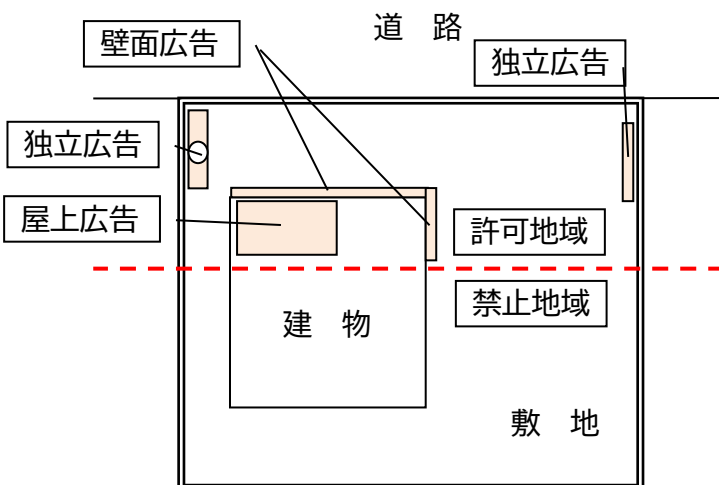
## 13. よくある問い合わせ

Q. 敷地が禁止地域等と許可地域等にまたがる場合の取扱いについて

A.



禁止地域が敷地の過半を占めるが、すべての  
広告物等が許可地域に設置されている場合



千葉県屋外広告物条例では、こうした場合の基準はありません。そのため、松戸市では、以下のように取扱います。

- ・ 広告物等の総表示面積は、敷地の過半を占める方の基準に適合するものとする。（割合が同じ場合は、禁止地域等の基準に適合するものとする。）

- ・ 広告物等のそれぞれの基準は、設置地域の個別基準に適合するものとする。

- ・ 広告物が禁止地域等と許可地域等をまたがる場合（上図の屋上広告物）には、禁止地域等の基準に適合するものとする。

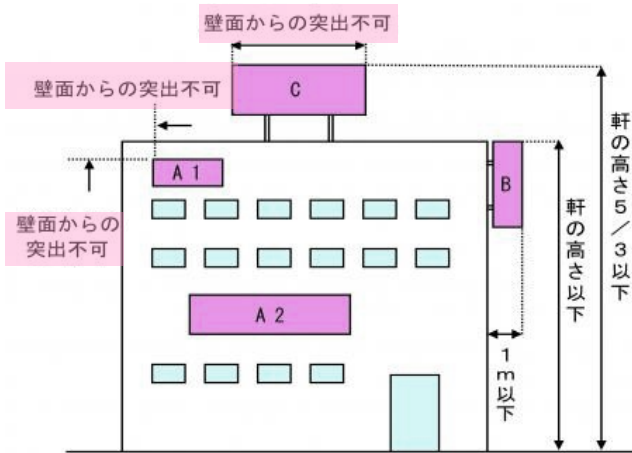
なお、禁止地域等が敷地の過半を占める場合でも、すべての広告物が許可地域等に設置されている場合には、許可地域等の基準に適合するものとしてよいものとする。

（左図参考）



## Q. 広告物が屋上と壁面にまたがっている場合の取扱いについて

A.



出典：千葉県「屋外広告物のしおり」

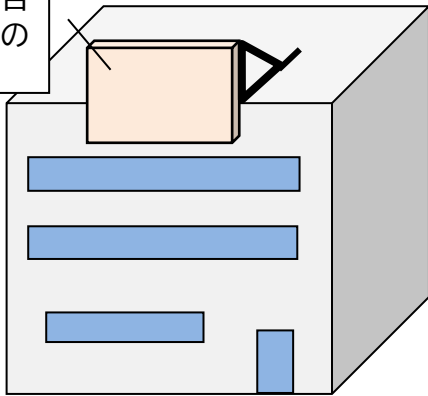
千葉県屋外広告物条例では、「壁面に表示し、又は設置するもの（壁面広告物）」と「屋上に表示し、又は設置するもの（屋上広告物）」を明確に区分し、それぞれの基準が定められており、壁面広告物と屋上広告物を重複させた基準はありません。そのため、松戸市では、以下のように取扱います。

### ○屋上広告物と壁面広告物が一体となっている場合（広告物が板面やシート貼りなど外壁とは別構造の場合）

- ・屋上広告物の「壁面から突き出してはならない」という基準、また、壁面広告物の「壁面の端から突き出してはならない」という基準のいずれにも適合しないため、許可は認められない。

なお、屋上パラペットなど建築物の一部（建築確認において一体）として造られた壁に設置する広告物等は壁面広告物として取扱うものとする。

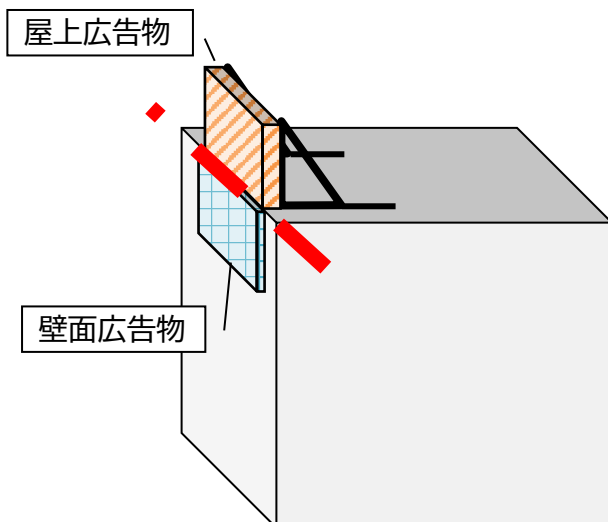
屋上広告物と壁面広告物が一体の広告物



### ○広告物と外壁が別構造で、屋上広告物と壁面広告物が（赤点線部で）分離している場合（連続した広告内容の表示でも可）

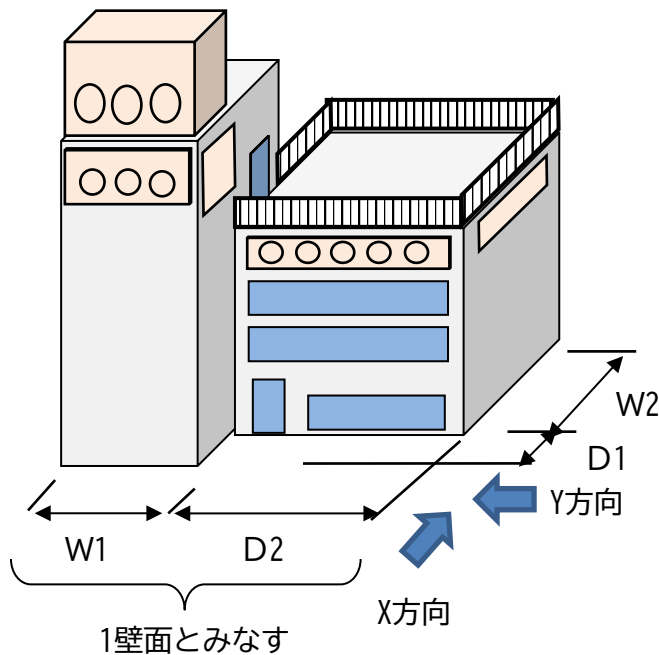
- ・屋上広告物と壁面広告物それぞれの基準に適合するものであれば、許可するものとする。

ただし、左図のように壁面より上の屋上広告物（斜線部）、壁面に設置している壁面広告物（ハッチ部）を明確に分離すること。



Q. 壁面の考え方について

A.



①壁面広告物における1壁面の考え方について

相互の壁面に一体性がない場合には、それぞれを1壁面とする。

X方向： $W1 \geq D1$ のため

W1とD2を1壁面とみなす

(X方向投影図 赤点線部)

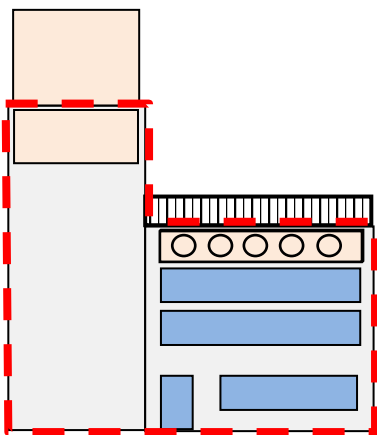
Y方向： $W2 \leq D2$ のため

D1 (Y方向投影図青1点鎖線部)、

W2 (Y方向投影図緑2点鎖線部)

それぞれ1壁面とみなす。

D1・D2：段差となる壁面

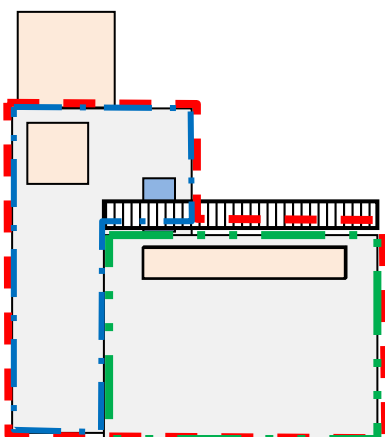


X方向投影図

②屋上広告物における1壁面の考え方について

広告物が向いている方向からの壁面の最大投影面積(赤点線部)を1壁面とする。

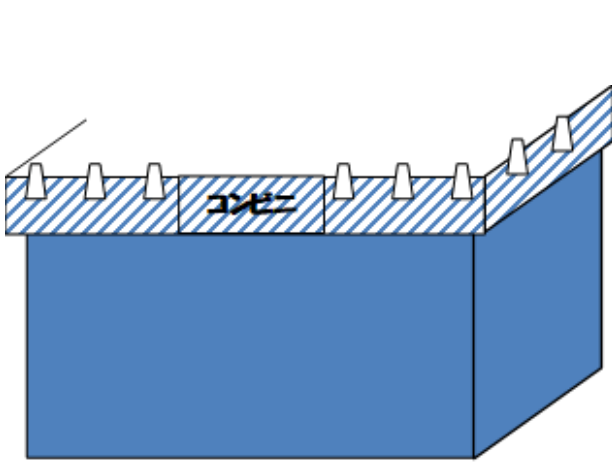
なお、広告物等がビルの屋上に斜めに設置されている場合も同様に、広告物の向いている方向からの最大投影面積を1壁面とする。




Y方向投影図

**Q. 壁面にコーポレートカラーが塗装されている場合、屋外広告物に該当するか。**

A.



コーポレートカラーについては、の部分のように、企業名（ロゴ等）と一体化されていて、照明（内照式含む）が設置され、夜間にも認識できるようになっている場合は、屋外広告物として取扱う。

なお、企業名等がない場合でも、照明が設置され、夜間にも認識できるようになっている場合は、屋外広告物として取扱う。

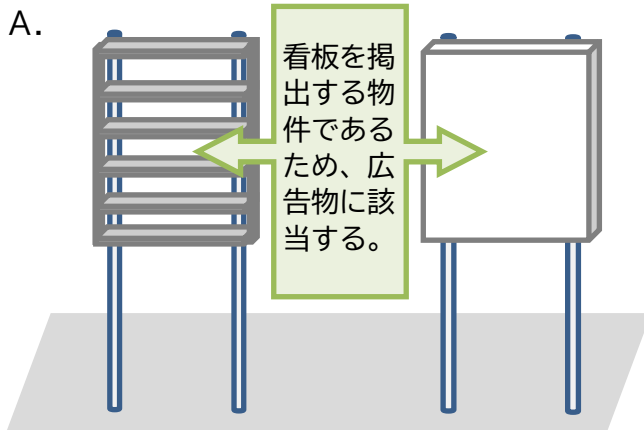
※屋外広告物に該当しない場合で、景観届出対象行為となるときは、「松戸市景観計画」に基づき、外壁の色彩における行為の制限の基準に適合している必要があります。

○景観届出対象行為

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる建築物の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（建築物の建築等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地盤面からの高さが15mを超える建築物</li> <li>●延べ面積が1,000㎡を超える建築物</li> </ul>
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる工作物の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（工作物の建設等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高さが2mを超える擁壁で長さが30mを超えるもの</li> <li>●門・塀・柵その他これらに類するもので、高さ2mかつ長さ30mを超えるもの</li> <li>●煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さ15mを超えるもの</li> <li>●鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さ15mを超えるもの</li> <li>●製造施設、貯蔵施設、その他これらに類するもので、高さ15mを超えるもの</li> <li>●機械式駐車場で、築造面積が300㎡を超えるもの</li> </ul>
開 発 行 為	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、面積が500㎡以上のもの</li> </ul>

**Q. 広告の表示を取り止め白地や骨組みだけにした場合、屋外広告物に該当するか。**

A.



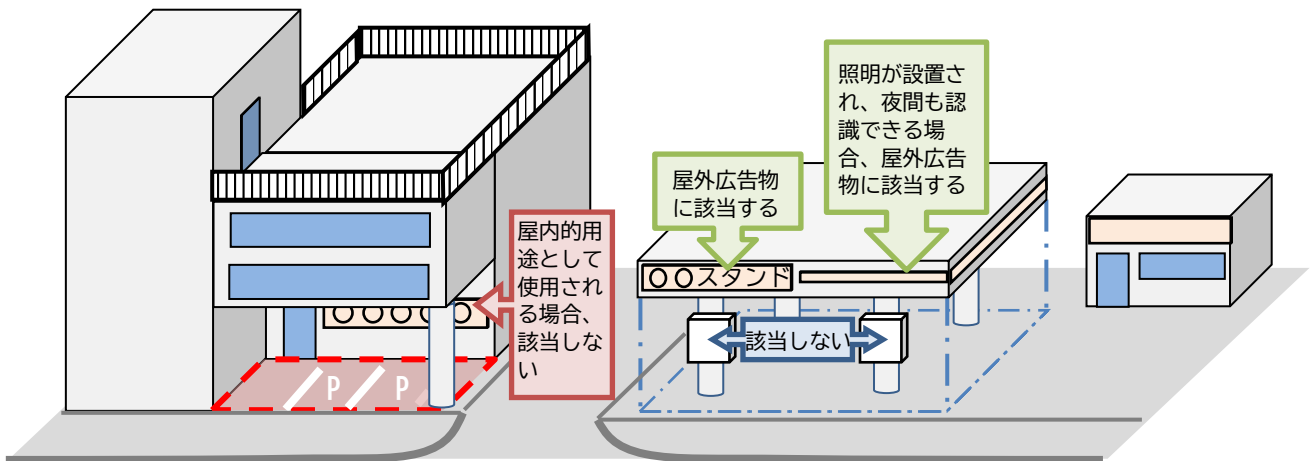
広告物等とは、「広告物又は広告物を掲出する物件」をいう。（千葉県屋外広告物条例第2条）

なお、広告内容がない白看板や骨組みのみになってしまった看板も広告を掲出する物件であることから、広告物等に該当するものとして取扱う。

**Q. ピロティ内の広告は、屋外広告物に該当するか。**

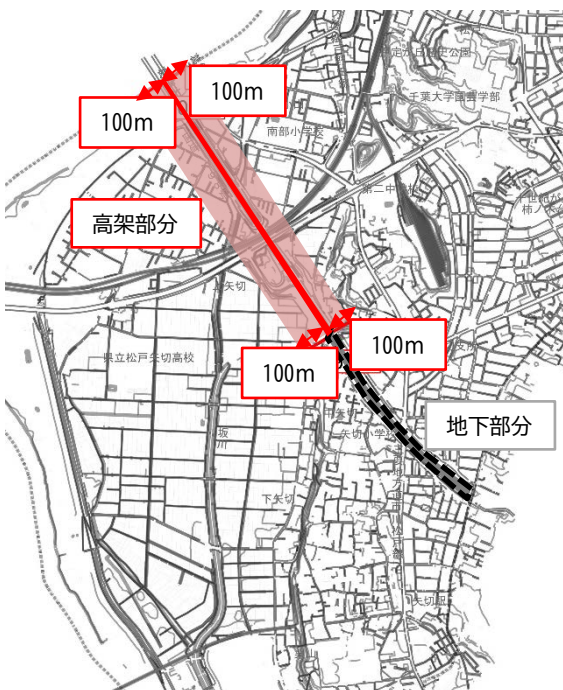
A. ピロティ部（赤点線部）が屋内的用途として使用される（建築基準法上の床面積に算入される）場合を除き、屋外広告物に該当する。

また、ガソリンスタンドなどのキャノピー下（青1点鎖線部）にある表示は、屋内から表示されているものと判断し、屋外広告物には該当しないものとする。



**Q. 東京外かく環状道路の両側の路端から側方へ100m以内の区域で道路から展望できる区域とは。**

A. 松戸市内を通る東京外かく環状道路は、高架部分と地下（半地下）部分があるため、展望できる区域を以下のように取扱う。



**・高架部分**

本線から広告物自体を直接展望できないとしても、高架部分は人工物であるため、人為的障害によるものと判断し、広告物の設置場所を含む一円の地域が展望できる場合、規制対象とする。

**・地下（半地下）部分**

本線から自然の立地条件により、広告物の設置位置及び設置場所を含む一円の地域が展望できないと判断し、規制対象外とする。



屋外広告業の登録及び鉄道車両への広告物等の許可は、  
千葉県公園緑地課景観づくり推進班へ申請してください。

電話番号 043-223-3998

松戸市街づくり部都市計画課  
電話番号 047-366-7372 (直通)  
FAX 番号 047-366-1132  
メールアドレス  
mctoshikeikaku@city.matsudo.chiba.jp